

NO	場 所	用途、整備方針	整備作業内容	作業時期	作業分担				管理作業内容	作業時期	作業分担			
					全体	園路	他G	府			全体	園路	他G	府
A-1	・ 望みの丘先端部	1. 急坂で危険なため迂回路を整備する	1. 階段・迂回路の設置	7～9月		●		●	1. 迂回路の維持管理					
		2. 眺望スポット。眺望を阻害する樹木を伐採又は枝打ちする	2. 樹木の伐採・枝打ち	10～12月		●			2. 伸長する枝を適宜剪定					
A-2	・ 望みの丘と竹の丘の間の園路	1. 園路から斜面林への緩衝帯 園路幅(約2m)に竹による縁石を設置する	1. 竹の縁石を設置	7～9月		●			1. 新たな竹・草は伐採 縁石の外側は自然のまま					
A-3	・ 法面の竹林	1. 竹の伐採	1. 竹の伐採	4～6月	●	●			1. 新たな竹の伐採					
		2. 実生の確保	2. 実生の経過観察	通年			自然		2. 長期的視点で経過観察					
A-4	・ コウヤボウキ群生地	1. コウヤボウキの保護育成	1. 雑草等の除去	通年			自然		1. 自然管理・雑草除去					
		2. 立ち入り防止柵・看板の設置	2. 柵・看板設置 調査	7～9月			自然		2. 株数調査等定点観察					
A-5	・ 谷口池側急斜面地	1. 急斜面地は立ち入り禁止区域	1. 現状維持	通年				●	1. 現状維持					
		2. 園路沿いはある程度の日照の確保	2. 間伐・枯れ枝の除去	10～12月		●			2. 間伐・枯れ枝の除去					
A-6	・ 園路沿いの広場	1. クヌギを除き、竹や実生を伐採する。	1. 竹や実生・草を伐採	4～6月		●			1. 新たな竹・実生・草の伐採					
		2. チップを敷設し状況により排水設備を設置	2. チッパー作業	4～6月		●		●	2. チップの補充 チッパー管理					
A-7	・ 頂上部の園路法面	1. 頂上広場からの林間眺望の確保のため 園路法肩付近の中低木を間引き	1. 間伐・枝打ち	10～12月		●			1. 頂上広場からの眺望確保のため、 園路法肩付近の中低木管理					
A-8	・ 枯れ池	1. 枯れ葉プールなど子供の遊び場	1. 落ち葉の集積入れ替え	来年1～3月	●				1. 落ち葉の集積・入れ替え					
		2. 広場や園路から昇り口を設置	2. 昇り口の階段の設置	来年1～3月		●			2. 補修、修繕					
A-9	・ 頂上広場	1. 植生調査後に幹の太い高木を残し中低木を伐採	1. 中低木を伐採	10～12月		●	自然		1. 新たな実生・竹・雑草を伐採					
		2. 弁当などで1時間程度休憩できる施設を設置	2. 丸太のベンチ・テーブルを製作設置	10～12月	●				2. 補修、修繕					
		3. モチツツジの疎林の広場にする。	3. 日照・剪定等の管理	通年			自然		3. モチツツジの育成					
A-10	・ 頂上広場の後方	1. 頂上広場と合わせて子供が遊べるエリア	1. 植生調査後に中低木を伐採	10～12月		●	自然		1. 新たな実生・竹の伐採					
		2. モチツツジの群生カ所とする。	2. 日照・剪定等の管理	通年			自然		2. モチツツジの育成					
A-12	・ 園路法面の竹の丘側緩斜面	1. 林間利用はさせない	1. 現状維持(竹は伐採)	4～6月		●			1. 新たな竹の伐採					
2. 明るい林床の樹林を再生する		2. 実生保護、植生調査	10～12月			自然		2. 植生の定点観測						
A-13		1. 園路から谷口池側の急斜面までは間伐して明るくする	1. 間伐を実施	10～12月		●			1. 新たな実生・竹・草は伐採					
	2. 散策路を明示する	2. 竹の縁石の設置	7～9月		●			2. 幅1m程度で竹の縁石設置						
		3. 急勾配箇所を歩きやすいようにする	3. 間伐材で階段を設置	7～9月		●		3. 補修、修繕						
A-14	・ 平坦地	イベントなどの集合場所	現状維持(木、竹、下草なし)	現状維持のため特に計画に入れず										
A-15	・ 五右衛門風呂の辻	五右衛門風呂を目印とした辻ポイント	現状維持(木、竹、下草なし)	々										
A-16	・ 疎林	林間利用はさせない	現状維持(竹は伐採)	々										
A-17	・ 竹林緩衝区	竹の侵食防止ライン	現状維持(木、竹、下草なし)	々										
A-18	・ 竹林	竹林風景区。平坦地であり幼老者の夕ノ堀などに利用	現状維持(整備された竹林)	々										
A-19	・ 竹林	竹林風景区。簡易インフォメーション場所などに利用	現状維持(整備された竹林)	々										
他	・ 全体	エリア、路、目印ポイントなどに名前を付ける	案内板、標識の作成と設置	未定	●									

府、パーククラブにて協議継続